2018 年 1 月 26 日 みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

#### --金融政策関連---

## <u>みずほ中国 ビジネス・エクスプレス</u>

(第457号)

## 中国銀行業監督管理委員会、 『委託貸付管理弁法』を公布 委託貸付本来の役割へ軌道修正

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国銀行業監督管理委員会 (CBRC) は、2018 年 1 月 5 日付けで『**商業銀行委託貸付管理弁法**』(銀監発[2018]2 号、以下『管理弁法』という)を印刷・配布しました。2015 年 1 月の意見募集稿<sup>1</sup>発表から 3 年を経て正式に公布された『管理弁法』では、委託貸付の定義、委託者・受託者の職責、資金源、資金の使途、受託者の禁止行為などを具体的に列挙することにより、委託貸付業務の規範化を図っています。『管理弁法』は、公布の日から施行されています。

#### □ 委託貸付業務を全面的かつ系統立てて規範化

『管理弁法』は、委託貸付を「**委託者が資金を提供し、商業銀行(受託者)が委託者の確定した借入** 人、用途、金額、通貨種類、期限、利率等に基づき代わりに実行し、使用の監督に協力し、回収に協力

する貸付」(第3条、図表1参照)と定義。そのうえで、規定の適用対象となる委託貸付に「現金管理に係る委託貸付および住宅積立金に係る委託貸付を含まない」としています。この「現金管理に係る委託貸付」については、「商業銀行が現金管理サービスを取り扱う中で、企業集団顧客の委託を受け、委託貸付の形式で、顧客のために提供する企業集団内部における独立法人間の資金集積および振替業務を指す」と定義していることから、グ

## 

<sup>1</sup> 『商業銀行委託貸付管理弁法 (意見募集稿)』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第367号をご参照ください。 以下のURLよりダウンロードできます。

<sup>⇒</sup> https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0373-XF-0105.pdf

ループ企業の資金集中管理(プーリング)におけるグループ他社への資金融通は『管理弁法』の適用対 **象外**になるとみられます。

受託者である商業銀行について、「委託貸付業務は、商業銀行の**委託代理業務**である。(中略) **代理手続費を徴収**し、**信用リスクを引き受けない**」(第 4 条) と明記されたことで、銀行が通常の与信を行うことができない企業に対して実行する、委託者を通じた迂回融資は法的に禁止されることになります。

委託者が銀行で与信残高を有している場合、銀行は審査・算定を強化し、「合理的に委託者の自己資金を算定し、合わせて算定状況を委託貸付実行の重要な依拠としなければならない」(第9条)としていますが、意見募集稿にあった「商業銀行は、原則として委託貸付残高のある委託者に与信を新規増加させてはならない」との条文は『管理弁法』には盛り込まれませんでした。

また、「商業銀行は、委託者に専ら委託貸付に用いる口座を開設するよう要求しなければならない」(第 15条)と定めており、委託者は**委託貸付に用いる専用口座の開設が必要**となります。

委託貸付への使用が禁止される資金の種類 (第 10 条)、委託貸付資金の使途禁止事項 (第 11 条)、銀行が委託者の資金源に対して審査・算定を強化する必要がある状況 (第 9 条)、受託者である銀行の禁止 行為 (第 19 条) などについては図表 2 をご参照ください。

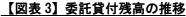
#### 【図表 2】委託貸付業務の主な規定内容

【四次2】女に長り未初の工・6がたりも	
委託貸付への使用が 禁止される資金	<ul><li>✓ 管理を受託している他者の資金</li><li>✓ せの他の債務性資金</li><li>✓ 出所を証明できない資金</li><li>✓ 特定の用途を有する各種専用基金</li></ul>
委託貸付資金の 使途禁止事項	<ul><li>✓ 国家が禁止している領域および用途の生産、経営もしくは投資</li><li>✓ 債券、先物、金融デリバティブ商品、資産管理商品等の投資への従事</li><li>✓ 登録資本金、登録資本金払込検査、持分権益性投資または増資・持株増への使用</li><li>✓ その他の監督管理規定に違反している用途</li></ul>
資金源に対する 審査・算定強化 が必要な状況	<ul><li>✓ 委託者の委託資金がその正常な収入源・資金力を超えているか否か</li><li>✓ 委託者が銀行で与信残高を有している場合</li></ul>
銀行(受託者) の禁止行為	✓ 委託者に代わって借入人を確定すること ✓ 委託者の貸付意思決定に参画すること ✓ 委託者に代わって資金を立て替えて委託貸付を実行すること ✓ 借入人に代わって担保人を確定すること ✓ 借入人に代わって資金を立て替えて委託貸付を返済すること ✓ 信用貸付、理財資金を用いて直接もしくは間接的に委託貸付を請負うこと ✓ 委託貸付のために各種形式の担保を提供すること ✓ 委託貸付業務の性質を改変するその他の契約・協議を締結すること ✓ 代わってリスクを引き受けるその他の行為
その他	✓ 手数料は委託者から徴収しなければならない ✓ 委託者は委託貸付専用の銀行口座を開設しなければならない ✓ 銀行は委託資金を他の委託貸付に流用してはならない

(『管理弁法』に基づき、中国アドバイザリー部作成)

#### □ 管理監督の強化により金融リスクを防止

委託貸付業務は、銀行にとってはオフバランス取引であり、いわゆる「影の銀行(シャドーバンキング)」に分類されます。『管理弁法』公布以前、委託貸付業務に関しては『貸付通則』がその定義を行っている(第7条²)のみで、オペレーションに関わる実務規定が存在していませんでした。そのため、不動産購入制限策により融資の獲得が困難となっていた不動産企業への貸付や、銀行からの借入が難しい企業に対して高利の委託貸付により利ザヤを





稼ぐ行為など、本来の目的から逸脱した貸付行為が少なくありませんでした。さらに、そのような規制を回避した委託貸付の実行額が年を追うごとに増加していることで、当局の金融リスクに対する懸念が強まっていました。

このような状況のもと『管理弁法』は公布されました。CBRC は記者会見で、委託貸付業務の実体経済に対する積極的な作用を肯定しつつも、制度的な規範の欠如や潜在的なリスクの存在を重視し、本源回帰と発展を規範化するために制定したと、『管理弁法』公布の背景を説明しています。

\*

『管理弁法』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および 10ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 『貸付通則』第7条(抜粋):委託貸付とは、政府部門、企業・事業単位および個人等の委託者が資金を提供し、貸付人(すなわち受託者)が委託者の確定した貸付対象、用途、金額・期限、利率等に基づいて代わりに実行し、使用の監督ならびに回収に協力する貸付を指す。貸付人(受託者)は手続費のみを受取、貸付リスクを引き受けない。

(日本語仮訳)

# 中国銀行業監督管理委員会 銀監発[2018]2号

#### 商業銀行委託貸付管理弁法の印刷・配布に関する通達

各銀監局、各大型銀行・株式制銀行、郵貯銀行、外資銀行:

ここに『商業銀行委託貸付管理弁法』を印刷・配布する、遵守執行されたい。

2018年1月5日

(本文書を関連地方法人銀行業金融機構、外国銀行分行に送付する)

#### 商業銀行委託貸付管理弁法

#### 第1章 総則

- 第1条 商業銀行による委託貸付業務経営を規範化し、委託貸付業務管理を強化し、委託貸付業務の健全な発展を促進するため、『中華人民共和国銀行業監督管理法』、『中華人民共和国商業銀行法』等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。
- **第2条** 中華人民共和国国内で法に基づき設立された商業銀行による委託貸付業務取扱は、本弁法を遵守しなければならない。
- 第3条 本弁法がいう委託貸付とは、委託者が資金を提供し、商業銀行(受託者)が委託者の確定した借入人、用途、金額、通貨種類、期限、利率等に基づき代わりに実行し、使用の監督に協力し、回収に協力する貸付を指す。現金管理に係る委託貸付および住宅積立金に係る委託貸付を含まない。

委託者とは、委託貸付資金を提供する法人、非法人組織、個人工商業者および完全な民事行為 能力を有する自然人を指す。

現金管理に係る委託貸付とは、商業銀行が現金管理サービスを取り扱う中で、企業集団顧客の 委託を受け、委託貸付の形式で、顧客のために提供する企業集団内部における独立法人間の資 金集積および振替業務を指す。

住宅積立金に係る委託貸付とは、商業銀行が各地の住宅積立金管理センターの委託を受け、住 宅積立金を資金源として、代わりに実行する個人住宅消費貸付および保障性住宅建設プロジェ クトに係る貸付を指す。

- 第4条 委託貸付業務は、商業銀行の委託代理業務である。商業銀行は、本弁法の規定に基づき、委託貸付業務関連主体と契約を通じて各当事者の権利・義務を約定し、相応の職責を履行し、代理手続費を徴収し、信用リスクを引き受けない。
- **第5条** 商業銀行による委託貸付業務取扱は、法令遵守、平等・自発的、責任と権利が相応、プルーデンス経営の原則を遵守しなければならない。

#### 第2章 業務管理

- 第6条 商業銀行は、本弁法に基づき委託貸付業務管理制度を制定し、合理的に部門、職位職責担当を 確定し、委託者の範囲、資質および参入条件、ならびに委託貸付業務フローおよびリスクコン トロール措置等を明確化し、合わせて定期的に評価を行い、遅滞なく改善しなければならない。
- 第7条 商業銀行による委託貸付業務申請の受理は、以下の前提を備えていなければならない。
  - (1) 委託者と借入人が委託貸付条件で一致に達していること。
  - (2) 委託者もしくは借入人が非自然人である場合、その権限を有する機構が委託貸付業務の 取り扱いに同意した決議、文書もしくは同等の法的効力を有する証明を発行していなけ ればならないこと。

商業銀行は委託者が金融資産管理会社および貸付業務を営む機構である委託貸付業務の 申請を受けてはならない。

- **第8条** 商業銀行が受託による委託貸付業務を取り扱う場合、委託者に以下の職責を引き受け、合わせて契約において明確に約定を行うよう要求しなければならない。
  - (1) 自ら委託貸付の借入人を確定し、合わせて借入人の資質、貸付項目、担保人の資質、抵当・質権設定物等に対して審査を行うこと。
  - (2) 委託資金源が合法的でコンプライアンスに合致しており、かつ委託者が自主的な支配の 権利を有していることを確保し、合わせて契約の約定により遅滞なく商業銀行に委託資 金を提供すること。
  - (3) 借入人による契約の約定に基づく貸付資金の使用を監督し、貸付用途が合法的でコンプライアンスに合致していることを確保し、合わせて借入人の信用リスクを引き受けること。
- 第9条 商業銀行は、委託者の資金源を審査するとき、委託者にその資金源が合法的でコンプライアン

スに合致していることを証明する関連文書もしくは同等の法的効力を有する関連証明を提出するよう要求し、委託者の財務諸表、信用記録等に対して必要な審査を行い、重点的に以下の内容に対する審査および算定を強化しなければならない。

- (1) 委託者の委託資金がその正常な収入源および資金力を超えているか否か。
- (2) 委託者が銀行で与信残高を有している場合、商業銀行は合理的に委託者の自己資金を算定し、合わせて算定状況を委託貸付実行の重要な依拠としなければならない。
- 第10条 商業銀行は委託者より以下の資金を受け取って委託貸付を実行してはならない。
  - (1) 管理を受託している他者の資金。
  - (2) 銀行の与信資金。
  - (3) 特定の用途を有する各種専用基金(国務院の関連部門に別途規定がある場合を除く)。
  - (4) その他の債務性資金 (国務院の関連部門に別途規定がある場合を除く)。
  - (5) 出所を証明できない資金。

企業集団が債券の発行で募集し、集団内部で用いる資金は、本条規定の制限を受けない。

- 第11条 商業銀行が受託により実行する貸付は、明確な用途を有していなければならず、資金用途は法 律法規、国家のマクロコントロールおよび産業政策に合致していなければならない。資金用途 は、以下の方面であってはならない。
  - (1) 国家が禁止している領域および用途の生産、経営もしくは投資。
  - (2) 債券、先物、金融デリバティブ商品、資産管理商品等の投資への従事。
  - (3) 登録資本金、登録資本金払込検査とすること。
  - (4) 持分権益性投資もしくは増資・持株増に用いること (監督管理部門に別途規定がある場合を除く)。
  - (5) その他の監督管理規定に違反している用途。
- **第12条** 商業銀行は、「委託した者が費用を支払う」の原則に基づき委託者から代理手続費用を徴収しなければならない。
- 第13条 商業銀行と委託者、借入人が委託貸付事項で一致に達した後、三者は委託貸付借入契約を締結 しなければならない。契約において、貸付の用途、金額、通貨種類、期限、利率、返済計画等 の内容を明記して、合わせて委託者、受託者、借入人三者の権利および義務を明確化しなけれ

ばならない。

- 第14条 委託貸付で担保方式を実行する場合、委託者および担保人は担保形式および担保人(物)で一致に達し、合わせて委託貸付担保契約を締結しなければならない。
- 第15条 商業銀行は、委託者に専ら委託貸付に用いる口座を開設するよう要求しなければならない。委託者は、委託貸付実行前に委託資金を当該口座に振り替えなければならず、商業銀行は契約の 約定方式により委託貸付を実行する。商業銀行は、異なる委託者の資金を流用してはならない。
- 第16条 商業銀行は委託者、借入人と、委託貸付借入契約において使用の監督に協力する主要な内容および具体的な措置を明確化し、合わせて契約の約定どおりに相応の職責を履行しなければならない。
- 第17条 商業銀行は、委託貸付借入契約の約定に基づき、委託貸付元利の回収に協力し、合わせて遅滞なく委託者の口座に振り替えなければならない。元利が速やかに入金できない場合、遅滞なく 委託者に通知しなければならない。
- 第18条 委託貸付の期限到来後、商業銀行は委託貸付借入契約の約定もしくは委託者の書面通知に基づき、受託者の責任および義務履行を終了し、合わせて相応の帳簿処理を行わなければならない。 委託貸付の期限到来後に返済しない場合、商業銀行は委託貸付借入契約の約定に基づき、委託者が法に基づき権利を保護するために協力を提供しなければならない。

#### 第3章 リスク管理

- **第19条** 商業銀行は、委託貸付業務と自営業務のリスクを厳格に隔離しなければならず、以下の行為を 厳禁する。
  - (1) 委託者に代わって借入人を確定すること。
  - (2) 委託者の貸付意思決定に参画すること。
  - (3) 委託者に代わって資金を立て替えて委託貸付を実行すること。
  - (4) 借入人に代わって担保人を確定すること。
  - (5) 借入人に代わって資金を立て替えて委託貸付を返済する、または信用貸付、理財資金を用いて直接もしくは間接的に委託貸付を請負うこと。
  - (6) 委託貸付のために各種形式の担保を提供すること。
  - (7) 委託貸付業務の性質を改変するその他の契約もしくは協議を締結すること。
  - (8) 代わってリスクを引き受けるその他の行為。

- 第20条 商業銀行は、委託貸付業務と自営貸付業務に対して分離記帳勘定を実行し、厳格に会計勘定制度の要求に基づき委託貸付業務を記録し、同時に委託貸付および委託資金を反映させ、二者は相殺後に反映させてはならず、委託貸付業務勘定の真実性、正確性、完全性を確保しなければならない。
- 第21条 委託貸付の借入人が商業銀行の既存の与信顧客である場合、商業銀行は借入人が委託貸付を取得後、信用リスクエクスポージャーの拡大が当該行の与信業務に対してもたらすリスク影響を総合的に考慮し、相応のリスク管理・コントロール措置を採らなければならない。
- 第22条 商業銀行は、委託貸付業務に対して分類授権管理を実行しなければならず、商業銀行の分支機 構は授権を経ずに、もしくは授権を超えて委託貸付業務を取り扱ってはならない。
- 第23条 商業銀行は、統一様式の委託貸付借入契約書を制定しなければならない。業務の必要により非 統一様式の契約書を使用する場合、必ず総行の審査・同意を経なければならない。
- 第24条 商業銀行は、健全な委託貸付管理情報システムを構築し、資金源、対象、期限、利率ならびに 委託者および借入人等の関連情報を登記し、当該業務情報の完全性、連続性、正確性およびト レーサビリティを確保しなければならない。

商業銀行は遅滞なく、完全に信用調査システムに委託貸付の関連情報を登記しなければならない。

- 第25条 商業銀行は、監督管理要求に基づき委託貸付業務統計制度を構築し、委託貸付業務の分類統計、 集計分析およびデータ送付を適切に遂行しなければならない。
- **第26条** 商業銀行は、定期的に委託貸付業務リスクを分析し、合わせて組織的に業務検査を展開しなければならない。

#### 第4章 監督管理

- 第27条 中国銀監会は、本弁法に基づき商業銀行の委託貸付業務に対して監督管理を実施する。
- **第28条** 商業銀行が本弁法に違反して委託貸付業務を取り扱った場合、銀監会もしくはその派出機構が それに期限付きの是正を命令する。期限を超えても是正しない、もしくはその行為が著しく商

業銀行の穏健なオペレーションに危害を与え、顧客の合法的な権益を損害した場合、銀監会もしくはその派出機構は『中華人民共和国銀行業監督管理法』第37条の規定に基づき相応の監督管理措置を採ることができ、著しく本弁法に違反した場合、『中華人民共和国銀行業監督管理法』第46条の規定に基づき行政処罰を実施することができる。

- 第29条 商業銀行は、委託貸付を実行後、厳格に関連監督管理統計制度の要求に基づき、正確に委託貸付明細情報を送付しなければならない。
- 第30条 商業銀行が本弁法第29条の規定に違反し、遅滞なく、正確に監督管理部門に委託貸付業務情報 を送付しなかった場合、銀監会もしくはその派出機構がそれに期限付きの是正を命令する。期 限を超えて是正しない場合、銀監会もしくはその派出機構は『中華人民共和国銀行業監督管理 法』第47条の規定に基づき行政処罰を実施することができる。

#### 第5章 附則

- 第31条 銀監会が法に基づき批准・設立した貸付業務資格を有するその他の金融機関による委託貸付業 務の取り扱いは、本弁法を適用する。
- 第32条 本弁法は、銀監会が解釈に責任を負う。

(中国語原文)

### 中国银行业监督管理委员会 銀監発[2018]2号 关于印发商业银行委托贷款管理办法的通知

各银监局,各大型银行、股份制银行,邮储银行,外资银行: 现将商业银行委托贷款管理办法印发给你们,请遵照执行。

2018年1月5日

(此件发至有关地方法人银行业金融机构、外国银行分行)

### 商业银行委托贷款管理办法 第一章 总则

- **第一条** 为规范商业银行委托贷款业务经营,加强委托贷款业务管理,促进委托贷款业务健康发展,根据《中华人民共和国银行业监督管理法》《中华人民共和国商业银行法》等法律法规,制定本办法。
- **第二条** 中华人民共和国境内依法设立的商业银行办理委托贷款业务应遵守本办法。
- **第三条** 本办法所称委托贷款,是指委托人提供资金,由商业银行(受托人)根据委托人确定的借款 人、用途、金额、币种、期限、利率等代为发放、协助监督使用、协助收回的贷款,不包括 现金管理项下委托贷款和住房公积金项下委托贷款。

委托人是指提供委托贷款资金的法人、非法人组织、个体工商户和具有完全民事行为能力的自然人。

现金管理项下委托贷款是指商业银行在现金管理服务中,受企业集团客户委托,以委托贷款的形式,为客户提供的企业集团内部独立法人之间的资金归集和划拨业务。

住房公积金项下委托贷款是指商业银行受各地住房公积金管理中心委托,以住房公积金为资金来源,代为发放的个人住房消费贷款和保障性住房建设项目贷款。

**第四条** 委托贷款业务是商业银行的委托代理业务。商业银行依据本办法规定,与委托贷款业务相关 主体通过合同约定各方权利义务,履行相应职责,收取代理手续费,不承担信用风险。 **第五条** 商业银行办理委托贷款业务,应当遵循依法合规、平等自愿、责利匹配、审慎经营的原则。

#### 第二章 业务管理

- **第六条** 商业银行应依据本办法制定委托贷款业务管理制度,合理确定部门、岗位职责分工,明确委托人范围、资质和准入条件,以及委托贷款业务流程和风险控制措施等,并定期评估,及时改进。
- 第七条 商业银行受理委托贷款业务申请,应具备以下前提:
  - (一) 委托人与借款人就委托贷款条件达成一致。
  - **(二)** 委托人或借款人为非自然人的,应出具其有权机构同意办理委托贷款业务的决议、文件或具有同等法律效力的证明。

商业银行不得接受委托人为金融资产管理公司和经营贷款业务机构的委托贷款业务申请。

- **第八条** 商业银行受托办理委托贷款业务,应要求委托人承担以下职责,并在合同中作出明确约定。
  - **(一)** 自行确定委托贷款的借款人,并对借款人资质、贷款项目、担保人资质、抵质押物等进行审查。
  - **(二)** 确保委托资金来源合法合规且委托人有权自主支配,并按合同约定及时向商业银行提供委托资金。
  - (三) 监督借款人按照合同约定使用贷款资金,确保贷款用途合法合规,并承担借款人的信用风险。
- **第九条** 商业银行审查委托人资金来源时,应要求委托人提供证明其资金来源合法合规的相关文件或 具有同等法律效力的相关证明,对委托人的财务报表、信用记录等进行必要的审核,重点加 强对以下内容的审查和测算:
  - (一) 委托人的委托资金是否超过其正常收入来源和资金实力。
  - **(二)** 委托人在银行有授信余额的,商业银行应合理测算委托人自有资金,并将测算情况作为发放委托贷款的重要依据。
- 第十条 商业银行不得接受委托人下述资金发放委托贷款:

- (一) 受托管理的他人资金。
- (二) 银行的授信资金。
- (三) 具有特定用途的各类专项基金(国务院有关部门另有规定的除外)。
- (四) 其他债务性资金(国务院有关部门另有规定的除外)。
- (五) 无法证明来源的资金。

企业集团发行债券筹集并用于集团内部的资金,不受本条规定限制。

- **第十一条** 商业银行受托发放的贷款应有明确用途,资金用途应符合法律法规、国家宏观调控和产业政策。资金用途不得为以下方面:
  - (一) 生产、经营或投资国家禁止的领域和用途。
  - (二) 从事债券、期货、金融衍生品、资产管理产品等投资。
  - (三) 作为注册资本金、注册验资。
  - (四) 用于股本权益性投资或增资扩股(监管部门另有规定的除外)。
  - (五) 其他违反监管规定的用途。
- 第十二条 商业银行应按照"谁委托谁付费"的原则向委托人收取代理手续费。
- **第十三条** 商业银行与委托人、借款人就委托贷款事项达成一致后,三方应签订委托贷款借款合同。合 同中应载明贷款用途、金额、币种、期限、利率、还款计划等内容,并明确委托人、受托人、 借款人三方的权利和义务。
- **第十四条** 委托贷款采取担保方式的,委托人和担保人应就担保形式和担保人(物)达成一致,并签订 委托贷款担保合同。
- **第十五条** 商业银行应要求委托人开立专用于委托贷款的账户。委托人应在委托贷款发放前将委托资金 划入该账户,商业银行按合同约定方式发放委托贷款。商业银行不得串用不同委托人的资金。
- **第十六条** 商业银行应同委托人、借款人在委托贷款借款合同中明确协助监督使用的主要内容和具体措施,并按合同约定履行相应职责。
- **第十七条** 商业银行应按照委托贷款借款合同约定,协助收回委托贷款本息,并及时划付到委托人账户。 对于本息未能及时到账的,应及时告知委托人。
- 第十八条 委托贷款到期后,商业银行应根据委托贷款借款合同约定或委托人的书面通知,终止履行受

托人的责任和义务,并进行相应账务处理;委托贷款到期后未还款的,商业银行应根据委托贷款借款合同约定,为委托人依法维权提供协助。

#### 第三章 风险管理

- 第十九条 商业银行应严格隔离委托贷款业务与自营业务的风险,严禁以下行为:
  - (一) 代委托人确定借款人。
  - (二) 参与委托人的贷款决策。
  - (三) 代委托人垫付资金发放委托贷款。
  - (四) 代借款人确定担保人。
  - (五) 代借款人垫付资金归还委托贷款,或者用信贷、理财资金直接或间接承接委托贷款。
  - (六) 为委托贷款提供各种形式的担保。
  - (七) 签订改变委托贷款业务性质的其他合同或协议。
  - (八) 其他代为承担风险的行为。
- **第二十条** 商业银行应对委托贷款业务与自营贷款业务实行分账核算,严格按照会计核算制度要求记录 委托贷款业务,同时反映委托贷款和委托资金,二者不得轧差后反映,确保委托贷款业务核 算真实、准确、完整。
- **第二十一条** 委托贷款的借款人是商业银行存量授信客户的,商业银行应综合考虑借款人取得委托贷款 后,信用风险敞口扩大对本行授信业务带来的风险影响,并采取相应风险管控措施。
- **第二十二条** 商业银行应对委托贷款业务实行分级授权管理,商业银行分支机构不得未经授权或超授权办 理委托贷款业务。
- **第二十三条** 商业银行应制定统一制式的委托贷款借款合同。因业务需要使用非统一制式合同的, 须经总行审查同意。
- **第二十四条** 商业银行应建立健全委托贷款管理信息系统,登记资金来源、投向、期限、利率以及委托人和借款人等相关信息,确保该项业务信息完整、连续、准确和可追溯。
- **第二十五条** 商业银行应按照监管要求建立委托贷款业务统计制度,做好委托贷款业务的分类统计、汇总分析和数据报送。
- 第二十六条 商业银行应定期分析委托贷款业务风险,并组织开展业务检查。

#### 第四章 监督管理

- 第二十七条 中国银监会按照本办法对商业银行委托贷款业务实施监督管理。
- **第二十八条** 商业银行违反本办法办理委托贷款业务的,由银监会或其派出机构责令限期改正。逾期未改正,或其行为严重危及商业银行稳健运行、损害客户合法权益的,银监会或其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十七条的规定采取相应的监管措施;严重违反本办法的,可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十六条的规定实施行政处罚。
- 第二十九条 商业银行发放委托贷款后,应严格按照相关监管统计制度要求,准确报送委托贷款明细信息。
- **第三十条** 商业银行违反本办法第二十九条规定,未及时、准确向监管部门报送委托贷款业务信息的,由银监会或其派出机构责令限期改正。逾期未改正的,银监会或其派出机构可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十七条的规定实施行政处罚。

#### 第五章 附则

- **第三十一条** 银监会依法批准设立的具有贷款业务资格的其他金融机构办理委托贷款业务适用本办法。
- 第三十二条 本办法由银监会负责解释。

#### 【ご注意】

- 1. 法律上、会計上の助言:本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 3. 著作権:本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
  4. 免責:
- (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
- (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する 必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本 資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。